

令和元年度 事業計画

基本方針

「みんなが主役！地域で支えあうまちづくり」を基本理念とした第3次地域福祉活動計画（あったか府中ささえあいプラン）が令和2年度末で6年間の計画期間が満了となります。引き続き計画の推進とあわせて評価を行うとともに、第4次地域福祉活動計画（計画期間：令和3年度から6年間）の策定に着手します。

災害の対策としては、新たなふれあい会館が災害ボランティアセンターとして機能するよう、これまでの被災地支援等の経験を生かしつつ、近隣住民の方々に協力をいただきながら立ち上げを想定した訓練を実施します。

改正社会福祉法施行による対応については、地域における公益的な取り組みをさらに進めていくため、地域公益活動連絡会（仮称）を立ち上げ、より地域住民に有益となる地域公益活動を研究する場とします。また、法人運営面では、経営組織としてのガバナンスのさらなる強化を図るため、財務規律の強化を含め方策の検討を行います。

指定管理者制度に基づく管理運営事業は、令和2年度をもって第3期指定期間が終了することから府中市立心身障害者福祉センターは、次期指定管理受託に向けて推進体制を構築します。また、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンターの通所介護等事業は、事業の廃止を見据えた事業展開を行います。

本年度の事務事業の推進にあたっては、府中市をはじめ各種機関、団体とより一層連携を深め地域福祉が着実に前進するよう次の重点項目を柱に事業を推進します。

1 第3次地域福祉活動計画の推進及び評価と第4次地域福祉活動計画の策定

住民主体の福祉のまちづくりを実践することを目的に策定した「第3次地域福祉活動計画（あったか府中ささえあいプラン）」も終盤を迎え、本年度も当該計画が推進するよう取り組むとともに、これまでの歩みを評価し、第4次地域福祉活動計画策定へ向け新たな目標を設定していきます。

2 わがまち支えあい協議会（地区社協）の推進

より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体自らが生活課題に気づき、共有し、ともにその生活課題を解決していくしくみ「わがまち支えあい協議会準備委員会」は、11の文化センター圏域ごとで歩みは異なるものの着実に前進しており、本年度は本格稼働するエリアを2から3カ所見込んでいます。引き続き、協議会に参加の地域住民との連携を深め、事業がより一層進展するよう取組みます。

3 地域福祉・生活支援コーディネーター活動の推進

(1) 地域福祉コーディネーター活動

一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）を行うとともに、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の問題として認識し解決できるような活動（地域支援）を、「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の中で提案し、地域力を高めるための取組みを実践します。

(2) 生活支援コーディネーター活動

高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全な在宅生活を継続していくために、必要な生活支援・介護予防サービスの提供体制をさまざまな機関と連携し創りだします。

4 災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施

災害発生後、府中市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づきふれあい会館は災害ボランティアセンターとして機能することが見込まれています。

今年度は、有事の際に全国から集まるボランティアと、様々な地域ニーズのマッチングを担う災害ボランティアセンターの立上げを想定した訓練を実施してまいります。

5 社会福祉法人等の地域公益活動（新規）

社会福祉法の改正による地域における公益的な取組を実施する責務に対し、市内に法人本部を置く社会福祉法人に限らず、医療法人やNPOさらには一般企業へも働きかけ、横断的な連携を図る地域公益活動連絡会（仮称）の創設により、地域住民と一体となり地域課題の解決へ向けた事業を展開していきます。

6 権利擁護センターふちゅうの推進

(1) センター機能の市民への周知

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、未来ノート、介護者の会などのさまざまな事業をとおして、一人でも多くの市民や関係団体に向け、「権利擁護センターふちゅう」の機能を周知します。

(2) 市民後見人の養成及び輩出

成年後見制度利用促進法に規定されたポイントを踏まえ、推進機関として、市民が市民を支える実践の場としての、市民後見人の活動がさらに幅を広げられるよう、さまざまな場面で関係機関への働きかけを行うとともに、より充実した意思決定支援と身上監護を重視した支援ができるよう努めます。

(3) 認知症に係る知識の普及啓発及び介護者支援

認知症の方々が地域でより暮らしやすくなるよう、また、介護者の方々がより明るく介護できるよう、認知症に係る講演会をはじめ、さまざまな場面で普及啓発を行います。また、介護者の会を支援していくとともに、担い手である介護者応援ボランティアの拡充に努めます。

7 指定管理者制度に基づく管理運営事業の充実

府中市立ふれあい会館、府中市立心身障害者福祉センター及び府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンターの3施設においては、次の事業等に取り組むとともに、関係法令を遵守した透明性の高い施設運営とサービスの向上に努めます。

(1) 府中市立ふれあい会館

府中市公共施設マネジメント推進プランにより、ふれあい会館が移転しました、当協議会が第4期指定管理者に指定され1年が経過します。引き続き地域に密着した福祉の拠点として、誰もが気軽に利用できるようさらなるPRに努めるとともに、建物設備の環

境整備など安心・安全面に関しても府中市と協議しながら進めていきます。

(2) 府中市立心身障害者福祉センター

ア 人材の確保と専門性の高い職員の育成

引き続き、福祉人材の確保とともに、障害児等のための「療育と保護者支援」、生活介護事業における強度行動障害・医療的ケアなど専門性の高い支援(体制整備含む)及び働きたい、仕事を続けたい障害者と会社支援等を担う職員の育成とスキルアップを図り、公立施設としての役割を果たします。

イ 要配慮者利用施設の避難確保計画等の策定と各種マニュアル等のモニタリング

水防法の改正により定められた「要配慮者利用施設の避難確保計画」策定と訓練の義務化及び事業継続計画(BCP)、各種マニュアル等のモニタリング(見直し研修含む)を行い、利用者が安心して利用できる環境の整備とサービスの標準化を図ります。

ウ 第4期指定管理期間を見据えて

令和2年度で第3期指定期間が終わりますので、今年度は次期指定管理受託に向けての重要な準備期間になるため、指定に向けて推進体制を構築します。

エ 児童発達支援センター構想について

市が進めている児童発達支援センター構想の動向を注視し、的確に対応します。

(3) 府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター

ア センター事業の廃止を見据えた事業展開

しみずがおか高齢者在宅サービスセンターの通所介護等事業は、令和3年3月末事業廃止との府中市の決定により、利用者は激減していますが、利用者の安全安心を最優先に事業を行います。

このため、10月より土曜日を休業日にするとともに、利用者及び家族の意向を踏まえ、他施設への円滑な移行に向けて関係機関と協議するなど廃止を見据えた事業展開をします。

イ 地域包括支援センター業務の取組み

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援などの必要な支援を包括的に提供し、地域で支え合いながら自立した生活が支援される体制づくりが求められているため、その実現に向けて、地域包括支援センターは相談等の拡充に取り組みます。

8 経営組織としてのガバナンスの強化等の方策の検討

改正社会福祉法施行による対応については、定款改正、評議員や役員を選任等、法の趣旨に基づき適切に対応しているところです。今年度は、法に盛り込まれている経営組織としてのガバナンスのさらなる強化を図るため、公認会計士や会計監査人の活用など財務規律の強化も含め、方策の検討を行います。

事業計画

I 社会福祉事業

1 地域福祉活動推進事業

(1) 法人運営事業

ア 組織運営事業

(ア) 役員会等活動（担当 地域福祉部・在宅福祉部）

当協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、地域に開かれた組織体制を確立するため、社会福祉、保健衛生その他関連のある公私関係者の参加や協働による法人運営を行う。

事項	目標	概要
a 理事会	回数 年5回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保)	法人運営及び事業計画、会計予算等の決定及び事業を推進する。
b 理事等協議会	回数 随時	法人運営及び業務に関する重要事項の中で会長がその時々の特に重要と認める事項について協議する。
c 評議員会	回数 年3回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保)	法人の予算、決算、事業計画及び事業報告等を議決する。
d 監査	回数 年2回 ・監査資料の研究に努める。 ・指摘事項の早期改善に努める。	理事の業務執行の状況及び法人財産の状況の監査を行う。
e 評議員選任・解任委員会	回数 随時	評議員の選任及び解任を行う。
f 第三者委員	回数 年1回(随時) ・苦情処理の迅速かつ適切な対応に努める。	苦情の受付や苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立合い、助言や解決案の調整を行う。
g 情報公開審査会	回数 年1回(随時) ・迅速かつ適切な対応に努める。	文書の不開示決定等に対する異議申出の調査審議を行う。
h 個人情報保護審査会	回数 年1回(随時) ・迅速かつ適切な対応に努める。	個人情報の開示等請求の不承認等決定に対する異議申出の調査審議を行う。
i 広報編集委員会	回数 年12回 ・地域に密着した内容や特集記事の掲載に努める。	広報紙「ふちゅうの福祉」の企画、編集等を行う。

j 表彰審査会	回数 年 1 回 ・表彰の公平性に努める。	表彰規程に基づき、市民表彰・会員表彰・役職員等表彰の被表彰候補者を審査する。
k 地域福祉活動計画推進委員会	回数 年 2 回 ・活動計画の円滑な推進に努める。	活動計画の進行管理及び評価を行う。
l 府中ボランティアセンター運営委員会	回数 年 2 回 ・地区社協構想と連動したボランティア活動推進に努める。	ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るための検討を行う。
m は～もにい運営委員会	回数 年 2 回 ・就労継続支援事業を推進する。	は～もにいの運営方針及び事業に関して検討する。
n 権利擁護センターふちゅう運営委員会	回数 年 2 回 ・センターの円滑な運営に努める。	権利擁護センター事業の運営方針の検討及び事業に関する指導・助言等を行う。
o 権利擁護センターふちゅう事例検討会	回数 年 6 回 ・成年後見制度の円滑な利用促進に努める。	成年後見制度等の支援に係わる事例及び制度活用に関する仕組み等を検討し、制度の円滑な利用促進に努める。
p 法人後見受任検討委員会	回数 適宜 ・法人としての受任事案の妥当性を協議、検討する。	法人後見に関する基準や仕組み及び法人後見受任を検討する。
q 府中市市民後見人推薦委員会	回数 適宜 ・事例検討会からの諮問に対して、市民後見人の適切な選考を行う。	権利擁護センターふちゅう事例検討会で検討され、市民後見人がふさわしいと判断された事案について、市民後見人候補者の選考及び推薦を行う。
r 心身障害者福祉センター運営委員会	回数 年 2 回	心身障害者福祉センターの管理運営及び事業計画に関して、当協議会に意見具申を行う。
s 心身障害者福祉センター子ども発達支援センターあゆの子児童発達支援事業通所判定会議	回数 年 1 回以上 ・適正・公平な運営を行う。	通所基準及び通所優先順位等の検討を行う。
t 第 4 次地域福祉活動計画策定委員会	回数 年 3 回 ・第 4 次地域福祉活動計画の策定を行う。	次期、第 4 次活動計画の策定にあたり策定委員会を設置し、2021（33）年度～2026（38）年度の 6 か年計画を策

		定する。
--	--	------

(イ) 内部会議 (担当 地域福祉部・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a 役職員会議	回数 年 14 回	会務の執行を円滑に推進するために開催する。
b 部内会議	回数 年 24 回	役職員会議で決定した事項を適切に処理し、各課での課題等を検討し、各事業の円滑化を図るために開催する。
c 業務連絡会	回数 年 60 回	役職員会議で決定した事項を適切に処理し、実施の円滑化を図るために開催する。
d 係長主任会議	回数 随時	役職員会議で決定した事項を適切に処理し、当協議会全体業務の連絡調整を行うために開催する。
e 衛生委員会	衛生委員会 (法人全体) 回数 年 4 回 事業場衛生委員会 (3 ヶ所) 回数 年 24 回	職場の安全衛生及び職員の健康管理に関する事項を調整し、審議するために衛生委員会及び事業場衛生委員会を開催する。

(ウ) 法人運営 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 情報公開	・運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため情報公開に努める。	情報公開規程に基づく開示申出、個人情報保護規程に基づく自己情報開示請求に対応する。
b 苦情解決	・提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努める。	苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置による苦情解決を行う。
c ヒヤリハット (気づき)	・内容を共有、検証し、再発防止に努める。	重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の軽微な事故やトラブルの発見を通し、事故や災害の防止に努める。また、良かったこと評価されたことも併せて共有する。
d 事故報告	・安心安全なサービス提供のため、事故原因の分析を踏まえ、改善策等を検討する。	東京都及び府中市へ定められた基準に基づき事故内容、改善策を報告する。
e ふれあい募金箱の設置	設置数 62 件 ・募金箱の増設に努める。	ふれあい募金箱を市内の文化センターや店舗等に設置し、自主財源の確保

		に努める。
--	--	-------

(エ) 事務局機能 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 職員研修の 実施	階層別研修 (法人全体) 新任研修 随時 中堅職員研修 随時 管理職研修 随時 全体研修 随時 総務研修 随時 地域福祉研修 随時 障害者就労支援研修 随時 権利擁護研修 随時 心身障害者福祉センター研 修 基本研修 年 4 回 児童発達支援事業研修 年 12 回 子ども発達支援研修 年 12 回 作業生活実習訓練研修 年 12 回 機能訓練研修 年 12 回 地域生活支援研修 年 12 回 就労支援研修 年 12 回 しみずがおかサービスセン ター研修 基本研修 年 6 回 通所介護・介護予防通所 介護研修等 年 18 回 介護予防支援及び地域包 括支援等研修 年 36 回 ケアサポートセンター ヘルパー研修 年 12 回 ・専門分野での必須研修等 の把握を行う。	質の高いサービス提供に向けて、東 京都社会福祉協議会や関係機関が実施 する研修会等に参加するとともに、内 部研修を実施し、職員の基本的・専門 的能力の向上に努める。

(オ) 会員管理 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
-----	-----	-----

a 会員募集	個人会員 件数 3,000 件 団体会員 件数 300 件 目標額 500 万円	財政基盤の確立をはかるため、会員増強に努める。
b 普及宣伝	・街頭でのPR活動を行う。 回数 年12回 ・関係機関・団体の例会でのPRや訪問等を行う。 随時	新規加入者の開拓、会員増強を図るため、当協議会のPRに努める。

(カ) 表彰関係 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 表彰	表彰式 年1回 感謝状の贈呈 随時	表彰規程に基づき、賞状を授与する。

イ 調査・研究・企画・広報事業

(ア) 調査・研究活動 (担当 地域福祉部・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a 各種委員会の開催	委員会数 16 委員会	効率的な組織や事業経営を行うため、各種委員会等を開催するなど調査研究等を行う。
b フードバンク事業の研究	・地域が主体となったフードバンク事業の実現に向け、調査研究を行う。	フードドライブ等イベントを通じた広報活動と担い手を育成する。

(イ) 広報発行 (担当 地域福祉部・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a ふちゅうの福祉の発行	回数 年6回 発行部数 417,000 部	当協議会の活動が市民の方々に理解されるよう発行する。
b まちづくりニュースの発行	回数 年6回 発行部数 18,000 部	小地域での福祉活動や地域のボランティア活動等の紹介を行う。
c 機関紙の発行	年4回 6,000 部 年3回 3,900 部	・しみずがおかだよりを発行する。 ・センター新聞ともだちを発行する。
d 有料広告の掲載	有料枠 (1回) 6 枠 広告料 720,000 円	「ふちゅうの福祉」(全戸配布) に有料広告を掲載する。

(ウ) 普及宣伝 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a パンフレットの発行等	当協議会のしおり ・必要に応じて配布 各種地域行事でのPR	当協議会のしおり、パンフレット等を作成し配布する。また、桜まつりや各地域のイベント、社協の各種講演会

	随時 社協の各種講演会等でのP R 随時	などを通して、PRに努める。
b ホームページ等による情報提供	アクセス数 18,000件 ・定期的な更新に努める。	福祉関係情報の提供を行う。

ウ 連絡・調整事業

(ア) 施設団体等連絡調整 (担当 地域福祉部・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a 関係機関・団体等との連絡調整	・府中市をはじめとする各関係機関・団体等と連携を深め地域福祉が着実に前進するよう努める。 随時	府中市や東京都社会福祉協議会等が主催する会議に出席し、連絡調整を行う。
b 地域公益活動連絡会（仮称）の開催	連絡会 年2回 ネットワークによる地域公益活動を推進する	フードバンク等具体的な取組を通じてネットワークによる地域公益活動の推進をはかる。
c 団体への協力	団体数 2団体	・赤い羽根共同募金運動に事務局として協力する。 ・府中市居宅介護支援事業者連絡会事務局として運営に協力する。
d 招待事業等の調整	件数 年5件 ・各種団体との連絡調整事業の役割を担う。	他団体からの招待事業について、福祉関係団体等へ周知するとともに参加者の取りまとめなどの連絡調整をする。
e 後援・協賛	回数 年20回	福祉に寄与することを目的に実施する団体等の活動に対して、後援・協賛を行う。

エ 資金運営事業

(ア) 資金運営 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 資金運営	・効率的、効果的な資金運用を図る。	資金積立規程に基づく積立金及び基金の運用を行う。

(2) 地域福祉事業

ア 地域福祉事業

(ア) 福祉まつり（あったか府中ささえあいまつり）事業

(担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 福祉まつり	参加者数 延25,000名	「みんなが主役！地域でささえあう

(あったか府中ささえあいまつり)	・幅広い年齢層に参加してもらい機会を提供する。	まちづくり」をテーマに、わがまち府中のさまざまな人たちがお互いを知り合う機会を通し、交流を深める。また、2021（H32）年度からのけやき並木での開催に向けた検討を行う。
------------------	-------------------------	---

(イ)「わがまち支えあい協議会（地区社協）」推進事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 「わがまち支えあい協議会（地区社協）」推進	地区数 3 地区	「押立・車返支えあい協議会」「ささえあい四谷」に続き準備委員会から「わがまち支えあい協議会」としての立ち上げを支援する。
b わがまち支えあい協議会（地区社協）準備委員会の開催	地区数 6 地区 回数 各地区年 12 回	地域住民、団体等、誰もが気軽に参加できるわがまち支えあい協議会（地区社協）設置に向けて準備委員会を各地区で地域の課題を吸い上げ解決する仕組みをつくる。

(ウ) 地域福祉コーディネーター活動事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 生活支援コーディネーターによる支援	1 層（市内全域） 1 名配置 2 層（6 地区） 6 名配置 地域支援数 800 回	大きな転換期である 2025 年に向けて、地域の多様な関係主体やサービスを提供する事業主体と連携して生活支援体制の充実・強化を図る。
b 地域福祉コーディネーターによる支援	各文化センター圏域に 1 名ずつ配置 個別支援数 年 5,000 回 地域支援数 年 2,500 回	制度の狭間にある困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、「わがまち支えあい協議会（地区社協）」に地域福祉コーディネーターを配置し住民主体の地域づくりを進める。
c 地域福祉連絡会	回数 年 2 回	地域福祉コーディネーター事業及び生活支援コーディネーター事業の実施にあたり、諸課題の協議や実施状況の検証を行うため、市役所内外の関係課・団体等の横断的な構成による地域福祉連絡会を設置する。

(エ)ふれあいいきいきサロン(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a サロン交流会	回数 年 2 回	サロン活動者、これから立ち上げようとしている人、興味のある人を対象

		に交流会を行い、地域の支えあい活動を広めるとともに、サロン活動が地域課題解決のためのツールとして浸透するよう「わがまち支えあい協議会」への参加を促す。
b サロンマップ連絡会	回数 年1回	サロン活動のネットワークづくりのための連絡会を開催する。
c サロンマップの会	回数 年10回	分野を越えたサロンマップの作成と作業を通してサロン活動者同士の関係づくりを行う。

(オ) 地域福祉リーダー養成研修

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 地域福祉リーダー研修	講演会 回数 年2回 地域なんでも相談員養成研修 回数 年1回 地域なんでも相談員連絡会 回数 年2回	「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の中心的な役割を担う人材を育成するとともに、市民の関心と気運を高めるため、講演会を開催する。また、地域住民とのパイプ役を担っていただけるよう相談員の育成と相談員同士の連携を深め、地域のささえあい活動への積極的な参加を促す。

(カ) 火災見舞事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 火災見舞	随時	火災等の災害を受けた被災者又はその遺族に対して被災状況に応じ、見舞金、弔慰金を贈る。

(キ) 緊急援護事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 緊急援護	随時	事情により、帰宅に要する交通費の援護を求める生活困窮者に府中市福祉事務所を通じて緊急援護費を支給する

イ 児童福祉事業

(ア) 保育園園外行事支援事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 芋畑等の借上げ	団体数 20 団体	私立保育園児の園外行事支援事業として、芋畑等を借り上げ、自然に親しむ機会を提供する。また、対象世帯等への社協PRに努める。

ウ 高齢者福祉事業

(ア) おはようふれあい事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 乳酸飲料の配付による安否確認	利用者数 60名	70歳以上の病弱な一人暮らしの方に、乳酸飲料を届けながら声かけを行い、安否を確認する。

(イ) 敬老マッサージ事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a マッサージの無料奉仕	参加者数 80名	敬老行事として、府中市はり灸マッサージ師会、大國魂神社及びボランティアの協力により、75歳以上の方にマッサージの無料サービスをする。

エ 在宅福祉サービス事業

(ア) ハンディキャブ貸出事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a ハンディキャブ貸出	登録者数 200名 貸出件数 100件	高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用している方や福祉関係団体等にハンディキャブ (車いす移動車) の貸出しをする。

(イ) 福祉有償運送事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 福祉有償運送	登録者数 100名 移送件数 100件	高齢者や身体に障害のある方で車いすを使用していることなどにより、公共交通機関を利用することが困難な方に運転協力者がハンディキャブ等で移送する。

(ウ) 車いす等貸出事業 (担当 地域福祉部権利擁護課・総務課)

事 項	目 標	概 要
a 車いすの貸出	車いすステーション 拠点数 10ヵ所 貸出件数 300件 ・貸出体制の整備と長期利用者へのフォローを行う。	制度の狭間で車いすを借りることのできない方々に無料で車いすの貸出しをする。
b テントの貸出	貸出件数 5件 (必要に応じて随時貸出)	自治会や福祉団体、ボランティアグループ等が開催する福祉関係行事などにテントの貸出しをする。

(3) 在宅福祉助け合い等事業

住み慣れた地域で市民が支えあう会員制の事業を行う。

ア 在宅福祉助け合い事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

(ア) 会員の状況

事 項	目 標	概 要
a 会員数	利用会員数 380 世帯 490 名 協力会員数 360 名	利用会員：市内に住むおおむね 60 歳以上の方及び心身に障害がある方でサービスを必要とする方 協力会員：心身ともに健全で社会福祉及び本事業を理解し、サービスの提供に協力する方

(イ) サービス内容

事 項	目 標	概 要
a 基本サービス	訪問相談件数 2,000 件 電話相談件数 10,000 件 来所相談件数 380 件	職員による相談対応
b 家事サービス	活動件数 14,000 件	協力会員によるサービス 掃除、洗濯、買物・外出代行、食事作り、話し相手
c 介護サービス	活動件数 1,800 件	協力会員によるサービス 散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄介助、入浴介助
d 家庭支援サービス	活動件数 700 件	協力会員によるサービス ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、入院時援助、留守宅援助、衣替え、大掃除、簡易修理
e 食事サービス	昼食 1,500 食 夕食 6,200 食	委託業者によるサービス 弁当（2種類）の配達（昼食・夕食） ・さくら（600 kcal程度、塩分控えめ） ・けやき（一般向け）
f 生きがいづくりサービス	料理くらぶ 22回 参加者 80 名	会員相互によるグループ活動 家庭料理の実習で、自立生活の一助とする。

(ウ) 研修

事 項	目 標	概 要
a ボランティア協力会員入門研修	回数 年 12 回	新たにボランティアや協力会員として、活動を始めたい方のための入門研修を行う。
b レベルアップ研修	介護研修 回数 年 1 回 参加者数 10 名	協力会員のレベルアップを目的に必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。

	家事研修 回数 年1回 参加者数 30名	
c 協力会員連絡会	回数 年1回	協力会員へ情報提供及び会員同志の情報交換を行う。

イ 認知症見守り等支援事業（市受託事業）

（担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター）

事 項	目 標	概 要
(ア) 認知症見守り等支援	利用者数 8名 延時間数 200時間 ・市と連携しサービス内容の検討を行う。	認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障がある方（在宅福祉助け合い事業の利用会員）に、在宅生活の継続及び質の向上並びに介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、見守り、話し相手及び散歩の付添を行う。

ウ 民間賃貸住宅あつ旋・居住保証事業

(ア) 民間賃貸住宅あつ旋事業

（担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター）

事 項	目 標	概 要
a 民間賃貸住宅あつ旋	相談件数 40件 ・関係機関との連携を強化する。	住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部の協力により民間の賃貸住宅をあつ旋する。

(イ) 居住保証事業

（担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター）

事 項	目 標	概 要
a 居住保証	相談件数 350件 申請件数 40件 保証件数 70件 ・関係機関との連携を強化する。	住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、賃貸借契約に係わる保証人が得られない場合、当協議会が保証人となる。

(4) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動やNPO団体等の市民活動を支援するため、府中ボランティアセンターを運営する。

ア 市民啓発推進事業

(ア) 普及宣伝（担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係）

事 項	目 標	概 要
a 情報の提供	各種行事でのPR活動	ボランティア活動に関する普及宣伝

	回数	4回	を行う。
--	----	----	------

(イ) 各種活動支援 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

さまざまな人材を活用するため、技術や趣味などをもっている方にボランティアとして登録してもらい、市内の施設や団体・企業等とのつながりを推進する。

事 項	目 標	概 要
a 相談支援	相談件数等 ニーズ相談件数 500件 ボランティア活動 相談件数 500件 福祉教育相談件数 1,200件 その他の相談件数 1,000件	ボランティア活動をしたい方と必要とする方、及びNPO団体等の市民活動団体等の市民活動団体や企業等からの相談を受け、助言、援助、連絡調整等を行う。
b 交流事業	連絡会の開催 回数 1回	地域における市民の自主的な活動を促進するため、ボランティアグループ等の活動紹介を行うなど、地域でのボランティア活動を共有する。
c ボランティアへの活動支援	・登録ボランティア活動状況及び登録状況の把握 活動者実態調査人数 950名	登録ボランティアの名簿及び活動状況の管理やボランティア活動に対する実態調査を実施し、ボランティアが円滑に活動できるよう受給調整等の支援を行う。
d 活動の場の提供及び機材の貸出	随時	ボランティア活動室及び印刷機の利用を登録しているボランティア団体に場及び機材の貸し出しを行い、活動を支援する。
e ボランティア保険の加入	随時	全社協及び東社協が実施するボランティア保険の加入窓口を設置し、ボランティア活動を支援する。

イ 養成研修事業

(ア) ボランティア講座の開催

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

新たにボランティアや、助け合い事業での協力会員として活動を始めたい方のための入門研修や活動経験のある方や活動を継続的に行っている方などの技術向上を図るため、専門研修を開催する。

事 項	目 標	概 要
a ボランティア協力会員入門研修 (再掲)	回数 年12回	新たにボランティアや協力会員として活動を始めたい方のための入門研修を行う。

b 専門研修	回数 参加者数	年1回 30名	必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。
--------	------------	------------	-----------------------

(イ) ボランティア体験の開催(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要	
a 夏のボランティア体験学習	夏のボランティア体験 参加者数 350名 親子ボランティア体験 参加者数 120名 夏のボランティア体験学習 発表会 参加者数 150名	小学生と保護者・中学生・高校生・大学生等や市民を対象に夏のボランティア体験、一日ボランティア体験を開催し、体験学習による福祉の理解やボランティア活動のきっかけづくりの場を提供する。また、体験をとおした感想文の発表会を開催する。	
b 企業研修への協力	回数	年1回	企業が実施する新任研修への協力を 行う。

(ウ) 福祉教育の推進(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 児童生徒のボランティア活動普及事業協力校	指定校数 40校 連絡会の開催 回数 年2回	福祉教育を推進するために、協力校の指定をし、活動費の助成を行う。
b 児童生徒のボランティア活動紹介展	回数 年2回 ・ボランティア活動紹介展の開催及び市民協働まつりへの出展を行う。	ボランティア活動普及事業協力校で行われているボランティア活動の紹介展を開催する。また、市民協働まつりへ出展する。
c 教職員に対する研修会	府中市市立小・中学校教職員研修 回数 1回 出席者数 70名 ・福祉教育への理解を深める研修会を開催する。	小学校・中学校の教員に対する研修会や高等学校関係者の情報の共有化を図るための講座等を開催する。
d 出張ボランティア教室	車いす、ガイドヘルプ体験など 回数 40回 参加者数 2,000名 講師の派遣など 回数 40回 参加者数 2,400名	出張ボランティア教室を実施し、学校や企業、自治会等の団体が行う福祉活動を支援する。さらには、地域の社会福祉法人等の協力のもと、関わりを促し、福祉教育が地域で深められる活動となるよう働きかける。

(エ) 災害支援ボランティア(防災ボランティア)の推進

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 各種訓練	水防訓練	各関係機関との連携による研修や訓

回数	年1回	練を実施し、災害支援ボランティアの育成に努める。また、有事に備え、災害ボランティアと地域ニーズのマッチング等の机上訓練を行う。
総合防災訓練		
回数	年1回	
災害ボランティアセンター		
立上げ訓練		
回数	年1回	

(5) 地域福祉活動助成金交付事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 地域福祉活動 助成金交付	交付団体数 36 団体	地域課題を住民が主体となって解決する活動を行っている福祉活動団体に活動費の一部を助成する。

(6) 生活福祉資金貸付事務受託事業 (東社協受託事業)

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

低所得世帯、障害者世帯や要介護高齢者世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸付けと必要な相談支援を行う。

事 項	目 標	概 要
ア 福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者に寄り添った相談対応と申請手続きを実施する。 ・地域福祉コーディネーターと連携し金銭的支援にとどまらない相談者世帯の生活再建に向けた支援を行う。 	生業・出産・療養等の具体的な利用目的がある場合に該当する資金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。
イ 教育支援資金		学校教育法に規定する高校、専門学校大学等の授業料や入学する際に必要な入学金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。
ウ 緊急小口資金		緊急かつ一時的に困窮している世帯が資金の貸付けによって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸付けを行う。
エ 総合支援資金		収入の減少や失業等により、生活に困窮する低所得世帯を対象に生活を立直しするための生活費及び一時生活再建費等の貸付けを行う。
オ 不動産担保型 生活資金		一定の居住用不動産を有する低所得世帯及び要生活保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (東社協受託事業)

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 入学準備金	<ul style="list-style-type: none"> 書類作成を行い東京都社会福祉協議会に申請手続きを行う。 	訓練促進給付金の支給を受けている方に入学金、通学費、制服代等の貸付を行う。
イ 就職準備金		就職にあたり必要な費用、転宅費用、被服費、通勤に要する費用の貸付を行う。

(8) その他の市受託事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
ア 身体障害者福祉電話使用料助成	利用者数 35 名	18 歳以上の身体に障害のある方等に、電話の基本料金と月 60 通話分の使用料を助成する。

(9) 福祉サービス利用援助事業 (東社協受託事業)

ア 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

(担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係)

事 項	目 標	概 要
(ア) 地域福祉権利擁護 (日常生活自立支援)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者を中心とした関係機関とのネットワークを築く。 利用者の実態を的確に把握するため、寄り添った定期支援を行い、適切な福祉サービスを常に利用できるようにする。 	福祉サービス利用援助契約に基づき、判断能力が不十分な高齢者、障害のある方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を行う。
(イ) 生活支援員連絡会	回数 年 2 回 参加者 生活支援員登録者	生活支援員の業務に必要な情報を発信し、また生活支援員同士が意見交換を図ることで円滑な支援の実施を目指す。

(10) 福祉サービス利用者総合支援事業

ア 府中市福祉サービス利用者総合支援事業 (市受託事業)

(担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係)

事 項	目 標	概 要
(ア) 利用者サポート	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実を図る。 関係機関と連携し相談者を支援する。 	福祉サービス利用支援、苦情相談、成年後見制度利用相談等の専門相談事業を実施するとともに、成年後見制度の利用が適切にできるよう支援する。
(イ) 福祉サービス利用援助	<ul style="list-style-type: none"> 該当する事例がある場合、契約に向け調整を図る。 	高齢者及び身体に障害のある方を対象に府中市福祉サービス利用援助事業を実施する。

(ウ) ふくし法律相談	回数 年 6 回	弁護士による「ふくし法律相談」及び苦情対応（調整）を行う。
(エ) 利用者相談	相談件数 年 1,000 件	成年後見制度の利用相談を行う。
(オ) 普及啓発	関係者研修 回数 1 回 参加者数 50 名	講演会等の主催や各団体・機関が主催する学習会等への職員派遣を通して成年後見制度の普及啓発に努める。

イ 成年後見推進機関事業（市受託事業）

(ア) 成年後見人養成事業（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
a 成年後見人の養成等	養成講習 回数 1 回 受講者数 10 名 連絡会 20 名 研修会 20 名 フォローアップ事業 20 名	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用を促進するため、市民後見人の活動を行う人材を育成する。 ・後見活動メンバーに活動への理解・協力を促し、新たな市民後見人受任に向けて働きかける。 ・後見活動メンバーが今後の受任に備え、必要な技術、知識を取得する。特に、対人援助技術の向上を目指す。 ・市民後見人受任の促進につなげる。

ウ 成年後見制度講演会（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 講演会	回数 年 1 回 参加者数 100 名	権利擁護センターふちゅうの普及啓発活動の総論・入門編として、元気なうちに自ら備えておく必要があることを周知するため、講演会を実施する。

エ 成年後見制度入門講座（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 成年後見制度入門講座	回数 全 5 回 参加者数 150 名 ・市民の身近な場所に出向き、制度の周知を図る。	少人数開催かつ質疑応答時間の確保等、双方向性を重視した設定で開催することにより、実際の制度利用に資する情報を発信する。

オ 出前講座（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 出前講座	回数 年 20 回	成年後見制度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等の依頼により出前講座を行う。

カ 後見人等連絡会（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 親族後見人	回数 年 1 回	後見人等をサポートするとともに、

等懇談会	参加者数	20名	後見人同士の懇談の機会を提供する。
(イ) 第三者後見人等情報交換会	回数	年1回	後見人等をサポートするとともに、後見人同士の情報交換の機会を提供する。
	参加者数	30名	

キ 成年後見申立て支援（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要	
(ア) 成年後見申立て支援	支援回数 相談件数	年10回 800件	相談者に寄り添い、適切な支援（申立て書類の作成、申立て同行等）を行う。

ク 法人後見・法人後見監督（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要	
(ア) 法人後見・法人後見監督	法人後見 件数 法人後見監督 件数	3件 10件	<ul style="list-style-type: none"> 法人として成年後見人等を受任する。 市民後見人が選任された場合、後見監督人を受任する。 法人後見受任検討委員会を運営する。

ケ 独自事業（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要	
(ア) 権利擁護基金による助成	・該当する事案が出た場合 速やかに対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度申立て費用、後見人等の報酬の助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成する。 市民後見人の育成・支援・報酬の助成事業を行う。 	
(イ) あんしん支援	契約人数	10人	入退院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い、体調不良時の金銭管理、また、万が一亡くなった場合の葬儀埋葬までの事務手続き等を実施する。
(ウ) 成年後見人地域支援	・該当する事案が出た場合 速やかに対応する。	成年被後見人が地域生活を継続するため、成年後見人と当協議会が契約している地域福祉権利擁護事業の支援に困難が生じた場合、福祉サービスの利用支援及び日常的な金銭管理サービスを行う。	

(11) 地域包括支援センター推進事業

ア 地域包括支援センター推進事業

市内に設置されている地域包括支援センターの充実に必要な地域包括支援ネットワークの構築を図るための事業を実施する。

(ア) 認知症対策事業（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要	
a 認知症に係る	回数	年1回	認知症高齢者や若年認知症の普及啓

講演会	出席者数 250名	発をはじめ、認知症そのものの理解を深める活動を通して、市民の地域での見守りの意識向上を図る。
b 未来ノート・出前講座	販売数 400冊 ・未来ノートの普及を図る。	府中版「未来ノート～私の生き方整理帳～」を普及啓発するとともに、老い支度の普及啓発を図るため、老い支度カレッジの開催や市民団体・グループ等への出張講座を行う。
c 介護者の会の活動支援	回数 34回 参加者数 300名 ・介護者の会のネットワーク化を目指す。	認知症や若年認知症の正しい知識の普及啓発を行う。また、介護者の会や応援ボランティアの拡充を図るとともに、市民意識を高めるための介護者の会の活動及び認知症カフェの立上げを支援する。
d 住宅改修研修	回数 2回	地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所のケアマネージャー等を対象に、各住宅改修制度利用における手続き及び福祉用具の活用を含めた有効な環境改善の方法について学ぶ
e 支援センターシステムの管理	・円滑なシステムの運用をめざす。	府中市と市内11地域包括支援センター及び介護予防推進センターを結ぶシステムの円滑な運用に資するための管理を行う。
f 生活後退者支援	支援件数 1件	府中市と市内11地域包括支援センターとの緊密な連携により対象者の把握及び調査を実施し、生活後退者の支援を行う。
g 老い支度カレッジ	回数 年4回 ・未来ノート公開講座と関連して開催する。	認知症への理解をはじめ、葬儀事情、医療・介護等サービスの利用手続き等、高齢期の課題に即した講演を通して、今後の生活に必要な準備や心がまえについて考えていただく機会とし、未来ノートの普及につなげる。
h 若年認知症普及啓発	・若年認知症の当事者、家族に対する理解を深め、相談支援体制を充実する。	相談支援を行う専門職や若年認知症の家族を対象に研修を実施する。また、本人、専門職と家族で定期的に情報交換できる場づくりを行う。

2 心身障害者福祉センター管理運営事業

市内に居住する心身障害者（児）の福祉増進及び文化教養の向上を図り、併せて市民との連携を深めながら社会参加と自立を助長する事業を実施する。

<重点目標>

- | |
|--|
| 1 人材の確保と専門性の高い職員の育成 |
| 2 要配慮者利用施設の避難確保計画等の策定と各種マニュアル等のモニタリング |
| 3 第4期指定管理期間を見据えた体制の構築 |
| 4 市が進めている児童発達支援センター構想の動向に注視し、的確に対応します。 |

(1) 指定管理事業

ア 管理運営事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難確保計画等の策定と各種マニュアル等のモニタリング 修繕記録と修繕見込を整備する。 貸出事業等多くの市民が利用できるよう検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法の改正に伴い、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定と訓練の義務化及び事業継続計画（BCP）、虐待防止マニュアル等のモニタリングを実施する。 福祉センターの施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。 多くの市民へ事業PRを行う。

イ 児童発達支援事業（子ども発達支援センターあゆの子 通園部門）

（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター子ども発達支援係）

事 項	目 標	概 要						
(ア) 機能の充実 ※ウ子ども発達支援事業と共通	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化 職員の資質（専門性）向上の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉、母子保健、子育て支援、保育、教育等の関係機関との情報交換とより有効な役割分担のための連携づくりを行う。児童発達支援センターの動向を確認しながら、有効な機能を果たせるよう機関連携に努める。 職員研修体系の整備と研修内容の拡充により専門性の向上を図る。 						
(イ) 通園部門 a 在籍数等	<table> <tr> <td>在籍児数</td> <td>33名</td> </tr> <tr> <td>延利用児数</td> <td>5,400名</td> </tr> <tr> <td>開園日数</td> <td>208日</td> </tr> </table>	在籍児数	33名	延利用児数	5,400名	開園日数	208日	発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、児童発達支援事業により早期療育及び保護者支援を行うことで、基本的な生活習慣の確立、社会性の育成や子育ての支援に努める。
在籍児数	33名							
延利用児数	5,400名							
開園日数	208日							

b 家族支援	回数 対象	20回 33家族	面談、両親学級、父母参加週間など、必要な家族支援プログラムを実施する。
--------	----------	-------------	-------------------------------------

ウ 子ども発達支援事業(市受託事業/子ども発達支援センターあゆの子 外来部門)
(担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター子ども発達支援係)

事 項	目 標	概 要
(ア) 機能の充実 ※イ児童発達支援事業と共通	・関係機関との連携強化 ・職員の資質(専門性)向上の取り組み	・障害福祉、母子保健、子育て支援、保育、教育等の関係機関との情報交換とより有効な役割分担のための連携づくりを行う。児童発達支援センターの動向を確認しながら、有効な機能を果たせるよう機関連携に努める ・職員研修体系の整備と研修内容の拡充により専門性の向上を図る。
(イ) 乳幼児発達相談等	相談・問合せ数 2,000件 新規相談数(インテーク) 180件 他、再評価、発達検査、報告、機関調整等、継続相談、カンファレンス等	発達に遅れや偏りのある就学前の子どもの乳幼児発達相談を行い、結果に基づいて適正な早期療育の提供やその他の資源に繋ぐ。子どもへの支援のみでなく、保護者支援・所属園等の関係機関支援にも取り組む。
(イ) グループ指導	グループ指導数 350回 延 2,000人	グループ指導を通じ、療育及び保護者支援を行う。
(ウ) 保護者勉強会	4回	就学相談等必要な資源に関する情報提供や、年齢に応じた課題や対応についての勉強会を開催し、保護者支援を行う。
(エ) 関係機関職員研修等	回数 年8回	保育所・幼稚園等の職員を対象とした研修を通じ療育に対する理解を進める。
(オ) 保育所等への支援など	訪問支援数 20カ所	保育所等からの依頼により機関に訪問し、場面視察に基づいた、対応やプログラムへの助言等を行い、療育に対する理解を進める。

エ 生活介護事業(担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター作業生活実習訓練係)

事 項	目 標	概 要
(ア) 通所訓練	在籍者数 72名 延利用者数 12,800名	・身体及び知的に障害のある方を対象に、通所による集団活動や社会生活の場を提供することにより、個々の

		地域での生活がより充実したものとなるよう支援する。 ・医療的ケア対象者や行動障害の利用者が増える等、重度化に対応するため、職員研修等の実施による体制の整備を行う。
(イ) 医療的ケア提供状況	対象者数 7名 実施回数 1,500回	経管栄養摂取、吸引、吸入、導尿、酸素吸入等を行う。

オ 障害者地域生活支援事業（地域生活支援センターみ～な）

（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 障害者地域生活支援	相談件数 2,100件 地域活動支援センター事業等 開設日数 300日 延利用人員 2,800人 市民公開講座 200人	相談支援事業（指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）、地域活動支援センターI型事業（講座・講習会）を実施し、地域の障害者（児）及び家族の地域生活を総合的に支援する。

カ 機能訓練事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 機能訓練	在籍者数 50名 通所訓練 延利用者数 4,500名 相談・見学等 相談件数 150件 ADL支援等 件数 500件	障害のある方に対し、「家庭」「地域」で自立し、自信を持って暮らしていただけるよう地域リハビリテーションを行う。

キ 訪問支援事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 訪問支援	在籍者数 6名 延利用者数 180名	自宅での課題解決に向けた相談及び支援プログラムを提供することで自立の促進、生活の質の向上等を図れるよう支援する。

ク 緊急一時入所事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 緊急一時入所	判定会議 12回 登録者数 370名 利用内容 日数 460日 泊数 270日	障害のある方が居宅で介護を受けることができないとき、一時的に保護を行うことにより、障害のある方やその家族の地域生活を支援する。

	件数	200 件	
	利用実人員	70 名	

ケ 施設等の貸出事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）
会議室、多目的室、浴室、プール（屋外）、印刷機、車いす、図書の貸出しを行う。

事 項	目 標	概 要	
(ア) 施設等の貸出	多目的室	市内に住む、心身に障害のある方及びその家族、団体または、ボランティア及びボランティア団体を対象とし、多目的室等の貸出を行う。但し、図書は、市民全般を対象に行う。 (プール期間は、7月中旬から8月末日まで)	
	利用件数		500 件
	利用者数		5,500 名
	会議室 (1.2)		
	利用件数		700 件
	利用者数		5,000 名
	浴室		
	利用件数		250 件
	利用者数		250 名
	プール		
	利用件数		60 件
利用者数	600 名		
印刷機等			
利用件数	60 件		
利用枚数	30,000 枚		
図書			
利用者数	70 名		
利用冊数	140 冊		

コ 給食事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 給食	提供日数	245 日
	実人数	150 名
	食数	14,300 食
		機能訓練事業、生活介護事業、児童発達支援事業の通所者（児）を対象に、障害状況に応じた給食を提供する。

サ 送迎循環バス運行事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 送迎循環バス運行	利用人数	28,000 名
		施設利用者の交通手段の利便を図るため、送迎循環バスを運行する。

シ 全体行事（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 運動会	参加者数	210 名
		通所している方を対象に日頃の訓練事業の成果発表と交流、親睦等を目的とした運動会を開催する。
(イ) 福祉センタ	参加者数	1,000 名
		隣接する多摩職業能力開発センター

一まつり		府中校と共催で、福祉センターまつりを開催し地域住民に当施設の活動内容等についてPRを行う。
(ウ) 広報活動	センター新聞 年3回 3,900部 訓練室だより 機能訓練 2回 110部 作業生活 12回 960部 児童発達 12回 396部	市民、利用者、関係機関等へ福祉センターの活動内容を広くPRするため、センター新聞「ともだち」や訓練室だよりを発行する。
(エ) 防火防災訓練	回数 年4回	火災や震災に備えて訓練等を実施する。
(オ) 歯科健診等	健診回数 3回	歯科健診・歯科保健指導を実施する。

(2) 障害者就労支援事業（市受託事業／府中市障害者就労支援センターみ～な）

（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

障害のある方の職業生活を支える支援のほか、就労面における可能性、適正を見極め、福祉施設などから就労を希望する障害のある方の掘り起こしを行い、施設経営者、職員、家族、利用者本人に対して、一般就労に対する意識づけ、意識改革などの専門的支援を担う。また、企業に対する障害者雇用へのアプローチ、新規開拓、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言・指導を行う。

事 項	目 標	概 要
ア 相談・支援等	相談・支援件数 9,600件	就労支援事業・定着支援・職場訪問・職業準備支援・職場開拓・実習支援・復職支援・離職支援・生活相談・将来設計、社会生活支援等
イ 就労支援登録者	登録者数 375名	
ウ 登録者等の支援	就労支援 職業支援件数 3,200件 就職準備支援件数 500件 職場開拓件数 30件 職場実習支援件数 15件 定着支援件数 500件 離職支援件数 50件 生活支援 日常生活支援件 1,200件 不安や悩みの解消 800件 豊かな社会生活を築くための支援件数 800件	就労面の支援 ・職業相談、就職準備支援、職場開拓、現場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援を行う。 生活面の支援 ・日常生活支援、安心して職業生活を続けるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計及び自己決定支援を行う。

	将来設計・自己決定の支援 件数	100 件
エ 余暇支援・講座等の開催	日数 延人数	160 日 1,020 名
オ 地域開拓促進	事業所訪問件数 情報提供件数	30 件 80 件

3 しみずがおか高齢者在宅サービスセンター管理運営事業

府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター通所介護等事業、府中ケアサポートセンターしみずがおか訪問介護等事業、府中市地域包括支援センターしみずがおか事業を行う。

<重点目標>

1 センター事業の廃止を見据えた事業展開

2 地域包括支援センター業務の取組み

(1) 通所介護等事業（指定管理事業）

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター)

事 項	目 標	概 要
ア 管理運営	防火防災委員会 回数 12 回 訓練回数 4 回 定期モニタリング 回数 1 回 事業場衛生委員会 回数 12 回 しみずがおかだより編集会議 回数 4 回 夕涼み会 回数 1 回 施設管理調整会議 回数 12 回	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保等を実施するため、防火防災委員会で話し合いによる防災訓練等を実施する。 府中市による指定管理者としての定期モニタリングによる評価を受ける。 職員の健康管理や働きやすい職場づくりのために事業場衛生委員会を開催する。 競馬場の花火大会に合わせて夕涼み会を開催し、地域住民に施設を開放し、地域の方々と交流を図る。 施設管理担当を配置し、施設管理委託事業者と毎月 1 回、定期的な会議を持ち、連携強化を図ることで施設内の安全確保と保守管理に努める。
イ 通所介護 (ア) 通所介護	延利用者数 6,678 名 入浴者数 1,811 名	要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活

(イ) 通所型サービス	延利用者数 742 名	機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び介護予防・心身機能の維持改善並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
-------------	-------------	---

(2) 訪問介護事業 (法人独自事業)

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
ア 訪問介護	延利用者数 610 名 派遣回数 7,600 回	訪問介護員 (ホームヘルパー) 等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
イ 介護予防訪問介護	国基準 延利用者数 140 名 派遣回数 1,000 回	
	市基準 延利用者数 70 名 派遣回数 320 回	

(3) 居宅介護支援事業 (法人独自事業)

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
ア 居宅介護支援	居宅介護 (予防) 支援ケアプラン作成 介護給付数 1,650 名 予防給付数 12 名	介護認定を受けた要介護 (要支援) 高齢者を対象に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り、その居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

(4) 居宅介護事業等 (法人独自事業)

ア 障害者等居宅介護・同行御援護事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 居宅介護	延利用者数 150 名 派遣回数 1,900 回	利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の援助を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護及び家事援助等 ・居宅介護計画の作成及び変更 ・府中市が行うあつ旋、調整及び要請への協力 ・自立支援給付支給の申請等に関する援助 ・福祉サービス等の利用、申請その他生活に関する相談及び助言 ・特定相談支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービス事業者等との連携
(イ) 同行援護	延利用者数 110名 派遣回数 600回	自立支援給付の同行援護サービスの支給決定を受けた視覚障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護の援助（ガイドヘルプサービス）を行う。

イ 地域生活支援移動支援事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 移動支援	延利用者数 150名 派遣回数 1,500回	府中市地域生活支援事業の移動支援事業対象利用者からの派遣依頼書によって、登録ヘルパー（ガイドヘルプサービス）を適切に派遣し、その障害者の自立と社会参加の推進に寄与する等の援護を行う。

(5) 地域包括支援センター事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

<担当地区> 原則として府中市八幡町・押立町・清水が丘・白糸台（4・5・6丁目）

ア 地域包括支援センター事業（市受託事業）

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 総合相談支援	相談件数 6,000件	要援護高齢者やその家族等からの各種相談に対し、電話、面接及び訪問等により指導、助言を行う。

(イ) 権利擁護	緊急対応件数 10 件 虐待対応件数 20 件 成年後見制度支援 件数 20 件 権利擁護担当者連絡会 回数 6 回	高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度支援について、関係機関との連携・調整し、高齢者の権利が侵害されることのないように努める。
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	東部地区合同事例検討会 回数 2 回 事例勉強会 回数 2 回 ケアマネサロン 回数 3 回	地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援、資質向上及びネットワークの構築に努める。
(エ) 介護予防ケアマネジメント	総合事業 延利用者数 900 名	要支援者及び総合事業の対象となった方へ、適切なサービス提供ができるよう、介護予防ケアプランを作成してケアマネジメントを行う。
(オ) 在宅医療・介護連携推進	相談件数 300 件	市民および医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応を行う。
(カ) 認知症総合支援（初期集中支援チームによる支援）	会議出席 4 回 訪問 6 回	認知症が疑われ、医療・介護サービスを受けていない方などへ、認知症疾患医療センター等との連携により認知症初期集中支援チームとして会議、訪問を行う。
(キ) 短期集中予防サービス（新規）	卒業加算 1 人	短期集中（サービスC・3カ月）でリハビリを行うことで、自立支援・重度化防止を行う。
(ク) 地域包括支援		
a 介護認定申請代行・介護保険サービスの利用相談支援	介護認定申請代行等 件数 300 件 介護保険サービスの利用者 相談支援 件数：再掲(5)ア(ア)の 件数に含まれる。	介護認定の申請代行及び介護保険サービスの利用に関する相談や支援を行う。
b 福祉用具の利用相談支援	福祉用具の利用相談支援 件数：再掲(5)ア(ア)の 件数に含まれる。	福祉用具の利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、選定、使用方法に関する相談及び助言を行う。

c 高齢者保健福祉サービスの利用相談支援	住宅改修申請代行 介護保険件数 30件 自立支援給付件数 10件 緊急通報システム 申請代行件 10件 徘徊高齢者探索サービス 申請代行件数 2件 生活援助員・高齢者ホームヘルパー派遣調整 件数 5件 認知症緊急ショートステイ 利用調整件数 5件	高齢者保健福祉サービスの利用に関する次の相談支援を行う。 ・住宅改修 ・緊急通報・システム ・徘徊高齢者探索サービス ・生活援助員・高齢者ホームヘルパー派遣調整 ・認知症緊急ショートステイ事業に関する利用調整
d 要援護高齢者の在宅生活支援	緊急・虐待対応など ※再掲(5)ア(イ)	要援護高齢者の在宅生活を支援するために市が指示する緊急又は臨時的措置を行う。
e 高齢者住宅等の見守り支援	管理人連絡調整 311日 入居者見守り等 4回	高齢者住宅管理人との連絡調整及び入居者への見守り支援
f 地域包括支援ネットワーク	担当地区ケア会議 回数 12回 高齢者地域支援連絡会 回数 6回	・個別課題解決の地域ケア会議として、担当地区ケア会議を開催する。 ・地域課題発見の地域ケア会議として、高齢者地域支援連絡会を開催する。
g 地域住民・団体との連携	地域支援ネットワーク関係者連絡会 回数 7回 地域団体の会議等出席 回数 14回	・地域包括支援ネットワークの構築のため、普及啓発、必要な情報、資料の提供を行う。 ・地域団体等の会議に出席し、活動の支援や助言、情報提供を行う。
h 災害時要援護者への支援	救急医療情報キット申請支援等 件数 3件	災害時要援護者名簿及び災害救急時医療情報キットの申請支援、自治会や民生委員が行う災害時要援護者事業のサポートを行う。
i 認知症サポーター養成	「ささえ隊」養成講座 回数 8回	府中市認知症サポーター「ささえ隊」養成講座を行う。
j 家族介護者教室等開催	家族介護者教室等 回数 3回	家族介護者同士の交流、情報交換、家族介護者を取り巻く課題の把握等を行う。

イ 指定介護予防支援事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 介護予防支援	延利用者数 600名	介護認定を受けた要支援者を対象に、介護予防給付のサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整などを行う。

ウ 要介護認定事業（市受託事業）

（担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか）

事 項	目 標	概 要
(ア) 要介護認定調査	件数 445件	府中市より依頼された対象者に対し、要介護認定調査を行う。

エ 高齢者住宅管理事業（市受託事業）

（担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか）

事 項	目 標	概 要
(ア) 高齢者住宅管理	管理住宅（1か所） 押立町やすらぎ 8戸 管理体制 管理業務説明会 回数 1回 緊急通報システム等点検 回数 2回 管理人連絡会 回数 2回	府中市高齢者住宅の入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、安否の確認や緊急時の対応、建物管理等により在宅生活を支援する。 ＜対象住宅＞ ○府中市高齢者住宅押立町やすらぎ

(6) 一般介護予防事業（市受託事業）

ア 介護予防コーディネート事業

（担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか）

事 項	目 標	概 要
(ア) 介護予防講座	回数 96回 参加者数 延2,000名	介護予防に関心のある市民を対象に、介護予防の知識獲得のための講座と体操等の運動を組み合わせた教室を開催する。
(イ) 事業説明会	回数 7回 参加者数 35名	介護予防推進事業の教室内容の体験を希望される方に、介護予防推進事業の担当者と連携して教室説明会を開催する。
(ウ) 介護予防行事	訪問活動数 10件	府中市の介護予防事業の体系や各種

業周知活動	面接活動数 電話活動数	10件 50件	サービスを説明し、介護予防事業の利用を促す。
(エ) 介護予防コーディネーター連絡会議等への参加	回数	54回	介護予防コーディネーター連絡会議、介護予防イベント打合せ等に参加する。
(オ) 介護予防自主グループ支援	育成活動回数 自主グループ立ち上げ支援回数	24件 2件	介護予防推進事業修了者等の介護予防に関する活動を継続することを目的とした自主グループの活動支援及び自主グループの立ち上げ支援及び育成に関する活動を行う。
(カ) 介護予防イベント	企画・実施 回数 参加者数 参加・支援 回数 参加者数	21回 延 600名 30回 延 3,000名	介護予防の普及啓発を目的に、府中市が指定したイベントにおいて展示や体力測定等を通じ府中市の介護予防サービス等を周知し、参加者に対し必要に応じた介護予防事業を案内する。
(キ) 元気一番！ふちゅう体操普及啓発	回数 参加者数	15回 延 3,000名	介護予防の普及啓発を目的としイベント等で元気一番！！ふちゅう体操を周知する。

イ 介護予防推進事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 介護予防推進	ふちゅう元気アップ体操 (地域交流体操を含む) 教室数 18教室 参加者数 ふちゅう元気アップ体操 延 2,150名 地域交流体操 延 2,300名 教室説明会回数 7回 参加者数 40名 講座講師回数 7回 参加者数 100名 講師派遣回数 10回 参加者数 60名 ボランティアOJT加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の市民を対象に、誰もが気軽に参加できる場を提供し、体操の継続性と健康長寿を目指した支援をする。 ・ 参加者の交流とさらに自主性を高めるきっかけの場となるよう支援する。

回数	170回	
イベント参加支援数	30回	
普及電話活動人数	150名	
会議等	40回	
地域交流事業回数	20回	
参加者数	200名	

ウ 地域デイサービス事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 地域デイサービス	実施カ所 6カ所 参加者数 1,500名 ボランティアOJT加算回数 120回 会議等 12回	介護保険サービスを利用していない高齢者が、週1回集まり、体操や茶話会を通して交流し、ほっとできる場づくりを支援する。(ほっとサロン)

(7) さわやかサービス事業

ア さわやかサービス事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) さわやかサービス	高齢者 利用者数 90名 派遣回数数 370回 障害者 利用者数 45名 派遣回数 100回	介護保険法で定める訪問介護サービス及び障害者総合支援法の障害福祉サービスを使用している利用者が可能な限り、在宅でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、法で定めるサービスの適用外や不足となるサービス等、生活全般にわたる援助を行う。

4 は～もにいい運営事業

(1) は～もにいい運営事業

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場として事業を推進するとともに、市内福祉施設等の作品販売を通じ、社会参加の促進及び障害者福祉の啓発を図る。

ア 喫茶コーナーの運営 (担当 地域福祉部地域活動推進課は～もにいい)

事 項	目 標	概 要
(ア) 喫茶コーナー	利用客数 18,000名	軽飲食等の販売を通して、障害がある方の社会参加と自立のための支援を行う。

イ 販売コーナーの運営（担当 地域福祉部地域活動推進課は～もにい）

事 項	目 標	概 要
(ア) 販売コーナー	利用客数 4,500名 ・展示方法を工夫し、利用者増を目指す。	市内福祉施設等の自主製品の販売とPRを実施する。

(2) 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業（市受託事業）

（担当 地域福祉部地域活動推進課は～もにい）

事 項	目 標	概 要
ア 就労訓練	利用者数 17名 ・就労に必要な支援を提供する。	障害のある方に就労に必要なマナー、接客能力、基礎体力等を取得するための就労訓練を行う。
イ 施設管理業務	管理施設 1施設	障害者就労支援施設「御休み処」の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

5 応急小口資金貸付事業

(1) 応急小口資金貸付事業（担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係）

事 項	目 標	概 要
ア 応急小口資金	P17～18の生活福祉資金と同様	低所得者世帯の不時の僅少な出費等によって通常生活に困窮し、必要な資金を他から借り入れることが困難な世帯主に資金の貸付けを行う。

(2) 短期貸付事業（担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係）

事 項	目 標	概 要
ア 短期貸付	P17～18の生活福祉資金と同様	生活保護法による被生活保護世帯で、保護開始後の最初の生活保護費を支給されるまでの世帯主に、福祉事務所長の要請により資金の貸付けを行う。

6 歳末たすけあい運動事業

(1) 歳末たすけあい運動（担当 地域福祉部総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
ア 歳末たすけあい	目標額 548万円 ・募金目標額が達成できるよう募集方法について検討する。	市民や自治会、各種団体等の協力による歳末たすけあい運動を実施し、当協議会を通じた地域福祉事業に充当する。

II 公益事業

1 ふれあい会館管理運営事業受託事業

(1) 指定管理事業（担当 地域福祉部総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
ア 会議室等施設の貸出し	利用回数 2,200回 利用人数 43,000名 会議室稼働率 65% ・市民サービスが低下しないよう引き続き円滑な運営に努める。 ・地域の福祉拠点となるよう施設の充実を図る。	市民及び市内の各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することにより、市民の福祉増進が図られるよう会議室等施設の貸出しを行う。
イ 施設管理業務		会館の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

III 収益事業

1 販売事業（担当 地域福祉部総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
(1) 販売	自動販売機 設置数 70ヵ所 売上額 10,218,000円 売店の出店 店舗数 1ヵ所 売上額 400,000円 ・広報等により設置場所募集のPRに努める。	清涼飲料水自動販売機等による販売事業を行う。

IV その他の事業

1 その他の事業

(1) 赤い羽根共同募金（担当 地域福祉部総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
ア 赤い羽根共同募金	目標額 420万円 ・市内施設に募集の仕組みを説明し、協力を促す。	赤い羽根共同募金運動を実施し、市内福祉施設等の事業費や小地域福祉活動費等に配分する。

(2) その他、地域福祉活動推進に必要な事業を実施する。

（担当 地域福祉部・在宅福祉部）